

国民健康保険税の賦課方法（諮問案件）について

1. 要旨

平成30年度から、国民健康保険が都道府県単位化され、愛知県及び県内市町村においては愛知県国民健康保険運営方針に基づき、持続可能な医療制度を構築し、国保財政の安定化を図ることとなりました。

この運営方針に、県は各市町村の標準保険料率を示すこととあり、県は資産割を廃止した3方式に統一しています。

本市においても令和3年度から資産割を廃止して、所得割、均等割（人数）及び平等割（世帯）の3方式を採用する賦課（税率）のあり方について、検討するため本協議会において十分な審議を行うものです。

2. 経過

令和2年6月3日に開催しました第2回国民健康保険の運営に関する協議会において、愛西市の現状と国民健康保険税の賦課方法についてご説明をさせていただきました。

また、愛知県が示した愛西市の標準保険税率を採用した場合の保険税額、その税率と現行との差を半分とした場合、更に4分の1程度とした場合を試算して、それぞれの1人当たりの年税額、夫婦と子ども2人のモデルケースに置き換えた場合の1世帯当たりの年税額の比較を参考としてお示ししたところです。

【前回の説明から抜粋】

(1) 愛西市の現状

- ① 本市の被保険者の年齢構成のうち、65歳から74歳の割合が48.4%と高く6,690人、療養給付費が63.2%を占めている。
- ② 被保険者1人当たりの医療費は県下で5位と多いが、課税所得は41位と低く、資産割を廃止した分を所得割へ移行しただけでは、保険税の増額は見込みにくい。また、保険税調定額は県下27位となっている。
- ③ 国保財政の状況は、単年度では△152,312千円の赤字となっておりますが、繰越金及び基金の取り崩しにより黒字を維持している状態で、税率を見直さなければ赤字になることが予想できる。
- ④ 県下市町村は4方式から3方式へ移行しているが、3方式を採用している37市町村のうち15市町村が赤字運営となっており、県へ「赤字削減・解消計画書」を提出している。

(2) 課題

- ① 愛西市は応能割が54.46%、応益割が45.54%と県平均と比べて応能割の比率が高くなっている。国民健康保険法施行令では、所得（応能）の割合と人数（応益）の割合の配分は、50対50を標準な割合と定めている。

② 平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県は市町村ごとに標準保険税率を示し、保険税水準の平準化を進めている。

(3) 検討

賦課方法は、資産割を廃止した 3 方式を採用したとして、税率をどうするか。

① パターン①県が示した標準保険税率では、所得割が 10.60%、均等割が 46,100 円、平等割が 30,000 円となり、これに基づいて試算すると所得割が 2.80%増、資産割はゼロとするので 25.0%減、均等割は 8,100 円増、平等割は 4,000 円減となる。

これは県下 4 位程度となり、1 人当たりの医療費は県下 5 位なので、収支のバランスとしては良いと思うが、被保険者、納税者の立場で考えると、保険税が 1 人当たり 13,708 円増額になるのは、一度に負担が増えすぎるのではないか。

② パターン②県が示した標準保険税率と現行との差を半分にした場合は、1 人当たりの年税額が 9,921 円増額となり、県下 11 位程度になる。

③ パターン③県が示した標準保険税率と現行との差を 4 分の 1 程度とした場合は、1 人当たりの年税額が 1,091 円増額となり、県下 26 位程度と現在の 27 位と同程度になる。

④ 夫婦と子ども 2 人のモデルケースとした場合、県が示した標準保険税率のパターン①は、476,020 円となる。標準税率との差を半分としたパターン②は、433,580 円、標準税率との差を 4 分の 1 としたパターン③の場合は、399,580 円となる。

3. 賦課（税率）のあり方について

(1) パターン④を追加

県から給付金及び納付金の試算が示されたことにより、団塊の世代が後期高齢者医療保険へ移行する令和 6 年度までの歳入歳出見込みを立てることができました。

この歳入歳出見込によると、税率を上げることなく現行の税率のままでも、令和 5 年度まで持続可能であることが推測出来ました。

そこで事前資料といたしまして、保険料率を据え置いたパターン④（現行の税率のうち資産割額をすべて所得割に移行）を追加させていただきました。

(2) 質問に対する報告

追加資料を送付しましたところ、委員よりご質問を受けましたので、情報共有としてご報告させていただきます。

質問 1 パターン④について、均等割と平等割を据え置くという案であるが、県が示す標準保険税率に近づけなくてもよいのか。メリットとデメリットは。

回答 1 国が将来的には保険料（税）水準の統一を目指すこととしているため、愛知県においても統一することが望ましいと考えられています。

しかし、現状においては、地域ごとに医療資源の配置状況が異なることから、医療サービスの水準には地域格差が生じております。

愛西市に示された標準保険料率を見据え、市の国民健康保険の財政収支の見通しや基金残高の状況を踏まえて、被保険者への負担をできる限り抑える方法で、パターン④を追加したものでございます。

質問2 パターン④について、資産割を全て所得割に移すという案であるが、新型コロナウイルス感染症の発生により一部の納税者は所得が減少していると聞かすが、国保財政への影響を考えたものか。来年度は具体的にどのような影響が生じるのか。

回答2 コロナ禍においては、今年度以降の医療費の状況、被保険者の所得状況など不確定要素が多く、国民健康保険の財政状況を予測することは困難であります。

この度は、市長からの諮問によりご審議をいただいておりますが、来年度以降も財政状況を注意深く見守り、引き続き税率改正のご検討を行っていただきたいと考えます。

4. 検討

(1) 3方式について

(2) 税率（パターン案）について

(3) その他

5. 今後の検討事項、結論の方向性について